

五つ星ひょうご

ひょうご五国の“地域らしさ”と“新しさ”を
兼ね備えた商品を選定し、全国へ発信しています。



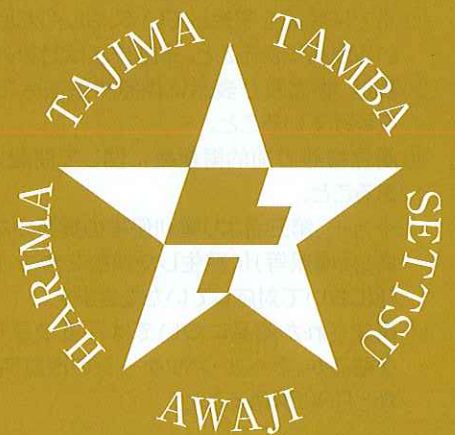
選定商品募集!!

応募期間 2018年 **8/1** wed. ▶ **9/28** fri.

兵庫県では、ひょうご五国(摂津・播磨・但馬・丹波・淡路)の豊かな自然や歴史・文化を活かした商品の中から、ひょうごの良さをアピールする「地域らしさ」と、これまでにない「新しさ」を兼ね備えた商品を「五つ星ひょうご」として選定し、全国に発信することにより観光・物産振興を図っています。

※応募資格、出品条件等は裏面の応募要領をご覧ください。

選定された場合のメリット 選定された商品を全国にPRし、販売を促進していきます。



五つ星ひょうご

- 1 「ひょうごふるさと館」での店頭販売** 兵庫県物産協会が運営する「ひょうごふるさと館」(そごう新館5階)において販売が可能となります。
- 2 ネットショップでの販売** 兵庫県物産協会がYahoo!ショッピングにおいて運営する「ひょうごの特産品」コーナーに出品し、販売することが可能となります。
- 3 各種物産展・イベント等への出店** 県内外の百貨店やスーパーなどで開催される物産展や商談会、イベント等への出店が可能となります。
- 4 カタログ・パンフレットの作成・配布** 選定商品を掲載したバイヤー向けのカタログや、一般向けのパンフレットを作成し、配布していきます。
(※選定された事業者が作成費用の一部を負担)
- 5 特設webサイトでのPR** 兵庫県物産協会が運営する特設webサイト「五つ星ひょうご」において、選定商品を掲載し、PRしていきます。



五つ星ひょうご選定商品 募集要領

応募資格

- ① 兵庫県に本店もしくは支店を有する法人、団体、個人事業主であること。
- ② 「五つ星ひょうご」に選定された場合、初めてのお披露目となるバイヤー向け内覧会、及び一般向け販売会に出店できること（平成31年3月神戸市周辺で開催予定）。また、各種物産展・商談会・イベント等へ出店し販売を行うなど、五つ星ひょうご選定商品のPRと一緒に取り組んでいただけること。

兵庫県物産協会への加入のお願い

「五つ星ひょうご」に選定された場合、選定の次年度から兵庫県物産協会に加入（年会費24,000円）をお願いします。

出品条件

1事業者につき1商品（食品・非食品の単品商品またはセット商品）とし、次のすべての条件を満たしたものとします。なお、選定後、応募資格・出品条件に違反していることが判明した場合は、選定を取り消す場合があります。

- ① 兵庫県産の材料を全てまたは一部に使用している、もしくは製品の最終加工が兵庫県内で行われた商品であること。
- ② 原則、自社製造の商品であること。（他メーカーへの製造委託は可）
- ③ 適量、継続的な生産体制が整っていること。
- ④ すでに発売を開始している、もしくは近日中に発売を予定している商品であること。※試作品は対象外
- ⑤ 製造、販売及び表示に係る関係法令を遵守し、必要な許認可を受けていること。
- ⑥ 商標権等の知的財産権に関して問題が生じていない商品であること。
※万一、第三者より権利侵害の提訴がなされた場合は、主催者側（兵庫県等）に発生した損害を含め、応募者自身の負担と責任において対応していただきます。
- ⑦ 選定された商品については、「五つ星ひょうご」のロゴシールを貼るか、ラベル・パッケージの改訂時にロゴマークを入れるなどPRに努めること。

昨年度までの応募選定の状況（H24～29累計）

応募数 923点

選定数 504点

●食品部門／427点 ●非食品部門／77点

応募方法

出品申込書（原本1部）を下記まで郵送でお送りください。（※電子データをご提供いただける方はE-Mailでもデータをお送りください。）
出品申込書は、下記URLよりダウンロードして利用していただくか、（公社）兵庫県物産協会までお問い合わせください。

公益社団法人 兵庫県物産協会 五つ星ひょうご推進専門員

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館7階

TEL:078-362-3858（土・日・祝日を除く 9:00～17:30） FAX:078-382-1206

URL <http://5stars-hyogo.com> E-Mail info@5stars-hyogo.com

五つ星ひょうご 検索



選定対象商品

食品・非食品の単品商品及びセット商品
（兵庫の魅力的な商品の詰合せセットも可）

食品部門

加工食品及び食生活に関する商品

※野菜、魚などの第一次産品は対象外。ただし、タレ・スープ等と一緒に販売し、加工食品とみなされる場合は対象とする。

- 加工食品、和・洋菓子等
- 酒類、飲料品、調味料等

非食品部門

一般消費者を対象とした製品で、その製品だけで使用可能な商品

※ネジ、歯車、バネなど単独での使用ができないものは、原則として対象外とする。

①衣料関係（衣料品・装飾品等）

- 洋服（アパレル全般）、和服、靴、バッグ等
- 小物類、雑貨、ジュエリー、腕時計等

②日用品、生活関連

- インテリア、日用雑貨、文具、照明器具等
- スポーツ・アウトドア用品、ペット用品等

今後のスケジュール

平成30年11月 選定委員会の開催

平成30年12月 選定結果の公表

平成31年1～2月 選定商品を掲載したカタログ・パンフレットの作成

平成31年3月 内覧会・販売会の開催

平成31年4月～ ひょうごふるさと館・ネットショップでの販売
各種物産展・商談会・イベント等への出店

重点プロモーション期間のイメージ

・選定次年度から5年間は、
重点プロモーション期間として
物産協会・県がPR

・重点プロモーション期間を
終え、各事業者独自の取組
によるPR

選定年度
（平成30年度）
からPR

次年度～5年間PR
（平成31年度～35年度）

7年目～
各商品の独り立ち
（平成36年度～）